

インドネシアにおける日アセアンEPAの運用開始のご案内および
「第一種特定原産地証明書発給申請マニュアル」の日アセアンEPA・
日インドEPAにかかる記載の更新について

平成30年3月1日
日本商工会議所

1. インドネシアにおける日アセアンEPAの運用開始のご案内について

日本商工会議所は、経済産業大臣から指定発給機関としての指定を受け、「包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国間の協定（日アセアンEPA）」に基づく第一種特定原産地証明書の発給事務を行っております。

この度、インドネシアにおいて、関連する財務大臣令が公布され、平成30年3月1日（木）より日アセアンEPAの運用が開始されることとなりました。これを受け、当所においても、対応する第一種特定原産地証明書の発給を開始いたします。

（1）発給申請について

インドネシアを仕向国とする、日アセアンEPAに基づく第一種特定原産地証明書の発給申請は、平成30年3月1日（木）午前9時から可能としております。

日本政府からインドネシア政府に対し、日本企業等によるAJCEP協定活用の利便性が損なわれないよう適切な対応を依頼しているとのことですが、運用開始直後においては予期せぬトラブルが生じるおそれは完全には排除できません。つきましては、発給申請者におかれましても、同協定に基づく原産地証明書を初めてご利用の際は、事前にインドネシア側の輸入者を通じてインドネシア当局に関連情報をご確認いただくことをお勧めします。

なお、発給申請をご検討されるにあたっては、平成30年2月28日に経済産業省が発表した「日本国とインドネシア共和国の間の「日・ASEAN 包括的経済連携（AJCEP）協定」の運用開始に関するお知らせ（続報）」もご参照下さい。

経済産業省ホームページ 「日本国とインドネシア共和国の間の「日・ASEAN 包括的経済連携（AJCEP）協定」の運用開始に関するお知らせ（続報）」

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/gensanchi/180228AJCEP-indonesia_jizensyuchi.pdf

（2）発給事務を行う事務所

全国25カ所の事務所において、発給事務を行います。詳細については、以下のURLをご覧ください。

http://www.jccci.or.jp/gensanchi/office_list.html

2. 「第一種特定原産地証明書発給申請マニュアル」の日アセアンEPA・日インドEPAにかかる記載の更新

インドネシアにおける日アセアンEPAの運用開始および日インドEPAにおける遡及発給期限変更を受け、平成30年3月1日付で「第一種特定原産地証明書発給申請マニュアル」を更新いたしました。

修正箇所につきましては、以下の新旧対照表をご覧ください。

(1) インドネシアにおける日アセアンEPAの運用開始に係る変更内容

<事前準備編 変更箇所>

旧			新	
表紙	平成 <u>29</u> 年 <u>10</u> 月	→	表紙	平成 <u>30</u> 年 <u>3</u> 月
P10	アセアン加盟国のうち、マレーシア、タイ、ブルネイ、フィリピン、ベトナムの場合、日アセアン協定と、国ごとの個別のEPA 特惠税率の2種類があります。 その場合は低税率の方を使用できますが、原産地規則が異なるため注意してください。 <u>インドネシアは日アセアン協定が未発効のため、上記の場合には当てはまりません。</u>	→	P10	アセアン加盟国のうち、マレーシア、タイ、ブルネイ、フィリピン、ベトナム、 <u>インドネシア</u> の場合、日アセアン協定と、国ごとの個別のEPA 特惠税率の2種類があります。 その場合は低税率の方を使用できますが、原産地規則が異なるため注意してください。

<発給システム編 変更箇所>

旧			新	
表紙	平成 <u>29</u> 年 <u>10</u> 月	→	表紙	平成 <u>30</u> 年 <u>3</u> 月

(2) 日インドEPAにおける遡及発給期限変更に係る変更内容

<事前準備編 変更箇所>

旧			新	
P91	貨物を緊急に輸出しなければならない場合なども想定されますので、船積み後12箇月間（日メキシコ協定、日チリ協定については、輸入後1年間。日スイス協定、日ペルー協定、日モンゴル協定は期限なし、日インド協定は9ヶ月間）、事後発給手続（遡及発給）ができるようになっています。	→	P91	貨物を緊急に輸出しなければならない場合なども想定されますので、船積み後12箇月間（日メキシコ協定、日チリ協定については、輸入後1年間。日スイス協定、日ペルー協定、日モンゴル協定は期限なし、日インド協定は <u>船積み日が2018年3月1日以降の場合12箇月間、船積み日が2018年2月28日までの場合</u> 9ヶ月間）、事後発給手続（遡及発給）ができるようになっています。

<発給システム編 変更箇所>

旧			新	
P88	貨物を緊急に輸出しなければならない場合なども想定されますので、船積み後12箇月間（日メキシコ協定、日チリ協定については、輸入後1年間。日スイス協定、日ペルー協定、日モンゴル協定は期限なし、日インド協定は9ヶ月間）、事後発給手続（遡及発給）ができるようになっています。	→	P88	貨物を緊急に輸出しなければならない場合なども想定されますので、船積み後12箇月間（日メキシコ協定、日チリ協定については、輸入後1年間。日スイス協定、日ペルー協定、日モンゴル協定は期限なし、日インド協定は <u>船積み日が2018年3月1日以降の場合12箇月間、船積み日が2018年2月28日までの場合</u> 9ヶ月間）、事後発給手続（遡及発給）ができるようになっています。

(3) 掲載 URL

<事前準備編>

https://www.jcci.or.jp/gensanchi/tebiki_preparation.pdf

<発給システム操作編>

https://www.jcci.or.jp/gensanchi/tebiki_system.pdf

(4) 更新日

平成 30 年 3 月 1 日

【お問い合わせ先】

<第一種特定原産地証明書の取得方法に関するご相談>

日本商工会議所国際部 特定原産地証明担当

TEL : 03-3283-7850

<原産地証明制度に関するご質問>

貿易経済協力局 貿易管理部 原産地証明室

TEL : 03-3501-0539